

第百六十四回国会

参议院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第五号

平成十八年六月二日(金曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

五月二十六日

井上 哲士君

補欠選任

仁比 聡平君

五月二十九日

仁比 聡平君

補欠選任

井上 哲士君

六月一日

佐藤 泰介君

補欠選任

水岡 俊一君

遠山 清彦君

補欠選任

谷合 正明君

和夫君

補欠選任

鰐淵 洋子君

出席者は左のとおり。

委員長 泉 信也君
理事 谷川 秀善君
鶴保 庸介君
森元 恒雄君
家西 悟君
佐藤 道夫君
辻 泰弘君
福本 潤一君

委員

浅野 勝人君
荒井 正吾君
市川 一朗君
荻原 健司君
木村 仁君
小泉 顕雄君
山東 昭子君
中原 爽君

藤野 公孝君
真鍋 賢二君
吉村剛太郎君
足立 信也君
小川 勝也君
鈴木 寛君
高嶋 良充君
千葉 景子君
松井 孝治君
水岡 俊一君
山下八洲夫君
山本 孝史君
谷合 正明君
西田 実仁君
鰐淵 洋子君
井上 哲士君
又市 征治君
長谷川憲正君

国務大臣

総務大臣 竹中 平蔵君

事務局側

常任委員会専門員 高山 達郎君

常任委員会専門員 田中 英明君

政府参考人

総務省自治行政局選挙部長 久保 信保君

外務省領事局長 谷崎 泰明君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(泉信也君) たいだいまから政治倫理の確

立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、弘友和夫君、遠山清彦君及び佐藤泰介君が委員を辞任され、その補欠として鰐淵洋子君、谷合正明君及び水岡俊一君が選任されました。

○委員長(泉信也君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めるとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(泉信也君) 御異議ないものと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(泉信也君) 公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○家西悟君 民主党・新緑風会の家西悟でございます。

委員長におかれまして、また各委員の皆様のご協力をお願いをしたいと思いますけれども、私、関節の人工関節を入れていまして立ったり座ったりできませんので、座ったままの質疑となることをお許しただけだと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長(泉信也君) どうぞお座りのままで。

○家西悟君 ありがとうございます。公職選挙法の一部改正に対しまして質問をさせていただきます。

まず、総務省並びに外務省、それぞれ政府参考人にお尋ね申し上げたいと思います。

昨年の総選挙の在外選挙の実施状況についてお尋ねしますが、いかがでしょうか。特に前回と同じくだけではなく、なぜこんなに投票率が低いのか、総務省並びに外務省の御認識をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(久保信保君) まず、在外選挙制度の対象となります有権者数でございますけれども、約七十二万人というふうな推計をされまして、在外選挙人名簿の登録、これは申請主義を取っております関係で、約一％に当たります八万二千七百五十三人が名簿への登録を行ったということがございます。

それで、多少経緯を含めて述べさせていただきますので長くなって恐縮でございますけれども、在外選挙人名簿登録者に占めます投票者数の割合でございますが、投票率といえますか。これ、制度が平成十年にできまして、最初の平成十二年、衆議院議員総選挙のときが二九・〇七％でございます。翌平成十三年の参議院議員の通常選挙のときは二九・九四％でございます。ただ、その次の平成十五年の衆議院議員総選挙では一五・九三％というふうな著しく低いことがございます。

一方で、平成十五年改正といえますか、公職選挙法の一部を平成十五年に改正をいたしまして、在外選挙の投票方法につきまして、従来、在外公館投票が原則であるというふうになっておりましたのを、在外公館投票と郵便投票、選択制にしたということもございまして、また在外公館投票を実施する公館の数を拡大をするということもいた

しました関係で、この改正公選法が適用された最初の平成十六年の参議院議員通常選挙では二五・五二％というふうな投票率がまた回復をいたしまして、前回、昨年の衆議院議員総選挙、これでは二五・八二％というふうな投票率がなつたということでございます。

ただ、御指摘にもございましたように、この在外投票分を含んだ比例代表選挙、国内の全体の、この投票率は六七・四六％でございます。それと比較をしますと、やはり在外選挙の投票率は低いということでございます。

原因としてはいろんな原因も考えられるかと思えますけれども、私どもといたしましては、やはり在外の有権者の方に対する周知といえますか啓発といえますか、選挙時だけではなくて、常時からそういったことに努めていかなければならないと、そういうふうな考えております。

○政府参考人(谷崎泰明君) お答えいたします。

在外における投票率が低いということでございますけれども、その原因につきましてはただいま総務省の方から御答弁申し上げたとおりでございます。

外務省の方としまして、最もやっぱり投票率が低い理由の一つは、基本的に申請をするわけですけれども、この申請の仕方が在留届を出してから三か月後から受け付けるということでございますので、ある意味では二度手間になるということが一つの理由だというふうに思います。

他方、外務省が在外におられる方にどういう点について改善してほしいかというアンケートを実施しております。ただいまの点に加えまして、さらには、やはりもう少し情報が欲しいということとか、あるいは遠隔地に居住している人にとつては非常に首都に行くということで負担が多いというようなことがございますので、この辺を念頭に置きながら改善をしたいというふうな考えておる次第でございます。

○家西悟君 確かにそのとおりだろうと思えます。そして、いろいろまた手続上の問題もあるん

だろうとは思いますが、その前に、在外投票の手続が先ほど言われたとおり非常に複雑で分かりづらいという問題もあるかと思えます。近くの市役所とかそういうのがあってもいいか、あるいは在外公館へ行かなければならないか、いろんな問題があつて投票率が低いように思うわけですが、実際、選挙実施に際してどのような広報活動、選挙広報ですね、呼び掛けなどをされているんでしょうか。外務省を含めてもしお答えいただければ、総務省も含めてお答えいただければと思えますけれども。

○政府参考人(谷崎泰明君) 大きく分けまして、海外にもう既におられる在留邦人の方に対する広報と、これから行かれる方に対する国内における事前の広報という点につきまして、今まで総務省とも協力してきておりますけれども、ここにつきましては更にその広報のやり方を改善していくということだろうと思えます。

在外においての広報でございますけれども、これは通年を通じて広報をやるというところがございまして、具体的には、外務省のホームページ等を通じてやる。さらには、遠隔地の方々に対する広報としては、外務省のいわゆる領事出張サービスというのがございます。大使館の領事官が地方に行つていろいろな広報をするというのがございます。他方、選挙が近くなつてきたというところでの広報というのも非常に大事でございますので、この辺につきましてはNHKの協力を仰ぎまして国際放送をやるということでございます。

昨年の衆議院選挙の例を取つてみますと、先ほどの領事サービスというのは百公館で約七百五十回行つております。また、NHKの協力を得た国際放送ということでは三十回放送をするというようなことを実施しております。

○政府参考人(久保信保君) 私ども、今外務省が御答弁されましたように、外務省と連携をいたしまして各選挙管理委員会等関係機関にポスター、

リーフレット、そういったものを配布をしたり、各種メディア、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞広告等を活用して国内外に向けて啓発を実施をしております。

特に、各市区町村でございまして、ここでは在外選挙の投票方法や在外選挙人名簿への登録申請、これを解説をしたリーフレット、これを戸籍担当課といえますか、そういったところに備え付けたいしまして、海外渡航者の方々、この転出手続時に備えましてそういった体制を整えていくということでございます。今後ともそういったきめ細かい広報といったものを継続をしていきたいと考えております。

○家西悟君 それでは、外務省に再度お尋ね申し上げますけれども、投票終了期日一日繰上げとかあるわけですが、その締め切られた、八時以降封鎖された後の投票者の投票用紙ですね、どのようにして日本国内へ運んでおいでなのか。また、台風やハリケーン、また航空機のトラブル等々があるかと思えますけれども、その辺はどのような対応をされているのかということをお尋ね申し上げます。

○政府参考人(谷崎泰明君) 昨年九月の衆議院選挙の例を取つてみますと、海外において実施した公館の数は百九十五公館でございます。これを館員が携行いたしました東京まで運ぶと、いわゆるクーリエというやり方を実施しております。他方、すべての百九十五公館から参入ということではなくて、交通の便のいいところに集めるということをやつておりました。その中継公館というのが全世界で二十一公館ございます。そこに集めた上で日本に持つてくるということでございます。

昨年の場合でございますと、動員した館員は全体で二百八名ということでございます。今御質問にございましたように、我々としてやはり一番気にしているのは、フライトが遅れてしまふというようなことがございますので、そのために非常に安全係数を高くするというか、できる限り、そういう台風等でフライトがキャンセルさ

れても間に合うような、そういう日程を組むということにしております。

昨年の例で申しますと、例えば南太平洋のソロモンから東京まで運んでくるというので、通常のフライトで行つても六日間掛かるところでございますので、これが更に遅れると大変なことになるので、そういう場合にはこの公館の事情を考えまして、その投票日そのものを若干繰り上げるというようなことを実施しております。

○家西悟君 それは手荷物でということをお聞きしているわけですが、大変御苦労いただいております。我々、その責務の重大さに、改めて痛感する思いです。

そして、もう一度、もう一つお尋ね申し上げたい点は、今回、この改正によつて選挙区も含めて投票できるということになるかと思うわけですが、ちなみに大臣の参議院選挙、私と同じ選挙だつたわけですが、大臣は七十二万二千五百五票、私は、ちなみにですけども、二十一万七千九百五票、この差が大臣と委員の差かなというふうにも思うわけですが。

これ、先ほども述べられたように約七十二万人、大臣の得票数の方々が基本的には在外者として投票権本来あるわけですから、これどういふうに今後されていくつもりなんですか。こういう人たちにしっかりと呼び掛けをして、見据えておられるんだらうとは思いますが、その辺について、どういふうでしょうか、在外者に対して投票率を上げるための施策というか、お考えがありましたら少しお尋ね申し上げます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 実は私の個人的な経験でございますが、ニューヨークに住んでいた時代に、国連のすぐ隣の広場で物すごい人が集まつていることがございました。実はこれ、南アフリカ共和国が最初のそういった民主的な選挙をやること。そのとき既に在外、つまりアメリカに住んで

いる方々に対しての選挙が行われていた。実はそ

の当時、まだ日本にはそういう制度がございませんでした。その意味では、民主主義のまあ先進国である日本においてそういう制度の整備が歴史的に見てもやっぱり後れてきたという点で、我々も反省すべき点があるのだからと思っております。

先ほどから総務省、外務省、それぞれ答弁させていたんですが、その意味では少しずつ改善を図るような努力はしてきているつもりでございます。しかし、御指摘のように、それでも登録している方がまだ少ない、そして登録しておられる方の中での実際に投票に行かれる方が少ない、この点はやはり非常に大きく反省すべき点があると思っております。今回、その一歩としてできるだけ負担をお掛けしないようなことも含めまして、しかし同時に在外公館の方々も大変でございます。大切な一票を正に抱えてこへ運んでくる、そういうことをバランスを取りながら一歩一歩前進させていく、そこは地道な努力が必要なのであるろうかと思っております。

私自身は、この法律をあくまで大臣としましては、その広報に関してやはり特に力を入れて、私自身しっかりやっていきたいというふうに思っております。

○家西悟君 是非ともそのように広報もお願いしたいと思えますし、登録者を一人でも増やしていただければと思います。

それから、大臣に改めてお尋ね申し上げたいと思いますけれども、大臣はいろいろと先見的に運動されているわけですが、自分の選挙で、どうでしょう、そういう在外者に対して、何かさきの選挙で、自分の経験で、在外者に対してこういうことをやったとかいうようなモデルみたいなものがありましたら参考として、私も今後の参考にしたいなと思っておりますので、またお知恵があれば教えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私は選挙は一回しか経験しておりません。しかも、その選挙は急遽立候補させていただくという意思決定をしまして、ほとんどもう、十分というよりも何の準備もないままに選挙をさせていただきまして、まだ公示の、選挙が始まった日にポスターができてなかったという選挙でありましたので、残念ながら私の場合、在外の方にこういうようなものを持っておりませぬでした。

ただ、振り返ってみれば、やはり政治家として立候補する以上、自らの主張をやっぱり分かってほしいと、その主張を分かった上で、投票してくださらない、おまえには反対だと、これは甘んじて受けなければいけない。ただ、その主張を分かっていただく手段が非常に難しいということであらうかと思えます。特に在外の場合、委員も問題意識当然お持ちだと思えますが、インターネットを活用できないのだからかとか、個人としてはいろいろな思いがございまして。しかし、そこには大変難しい問題もあるわけがございまして。

したがって、現時点で何か私が先見的にこれはいいぞというふうなものを持っていくわけはございませぬが、であるからこそ、各党各会派におかれてじっくりと、しかししっかりと、いろいろな議論を重ねていただきたいというふうに考えております。

○家西悟君 いや、是非とも、我々反対しているわけではございませぬ、インターネット選挙、これは大いに私はやるべきだと思っておりますし、我々の方、民主党としても今案づくりをさせていただいているわけですが、どうもお聞きすると、今回改正されて、名前と党名くらいしか在外者に対して分らないというふうなお話も聞きます。そういうような広報の仕方というものも含めて、選挙運動、やはり自分の主義主張というのか政策、そういったものが伝わる方法というものを考えたいな、だれだれさんみたいな形でのやりかた、それとも、在外者として、やはりこういう

う政策で海外に住んでいながらこういう人を選びたいというふうには選ばれるのは大きな違いではないでしょうか。

もそういうものを、これ、我々だけではなくて、各都道府県の選挙管理委員会連合ですか、からも、本年の二月に、国会及び政府に対して要望がもう出ているわけですが、いろいろな項目。こういうものもしっかりと受け止めていただきたら、改正すべきは改正するというのを御検討いただき、御議論いただきたいというふうに願っております。

○国務大臣(竹中平蔵君) インターネットにおけるホームページを使用した選挙運動、それがどうかということについては、いろいろ各党において、各会派において今御議論をいただいていると思えます。それに対して政府として一体何ができるかというお問い掛けかと思えますが、総務省としましては、御承知だと思いますが、平成十四年八月にIT時代の選挙運動に関する研究会というのを設置しまして、そしてその十四年の八月に同研究会から、ホームページを活用した選挙運動を認めること等を内容とした提言をいただいております。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。限られた時間でございまして、簡潔に御質問し、また御答弁も賜ればと思っております。まず、一般的なことから伺いたしますけれども、来年は統一地方選挙が予定されているわけでございますけれども、まず、来年の統一地方選挙のいわゆる統一見込み率でございますね、それから最近統一率が低下してきているということがあるわけですが、その要因、また毎年の統一選挙というものを考えになつていくのかどうか、このことについて簡単に御見解をお示しいただきたいと思えます。

ただし、その先のように意思決定するかと、これは、選挙運動のやり方というのは正に選挙の土俵づくりの問題、政治活動そのものでございませぬ。ここは、まずはそうした提言について、賛否いろいろあるかと思えますので、各党各会派において十分に御議論いただくということが大変重要であらうかと思えます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 辻委員から、統一地方選挙の統一率の見込み、そして低下の要因、これをどう考えるかと、三点でございます。この地方選挙につきましては、昭和二十二年四月に全国で統一して実施されて以来、御承知のように、四年ごとに統一地方選挙が実施されてきたところでございます。しかし、その間、首長さんの方がお亡くなりになるとか、それとか退職されるか、そういう形で、対象となる選挙の件数がこの統一選において減少してきているというのはいささか事実でございます。

加えて、いろいろ議論しなきゃいけない問題としては、選挙公報を選挙管理委員会が開設するホームページに登録するのが良いのか悪いのか、こういう問題も指摘されているというふうな承知をしております。我々としては、必要に応じていろいろんな問題の整理等々、必要な場合は是非させていただきますと思えますが、こうした問題、繰り返すになりますけれども、これはもう政治活動の根幹そのものでございまして、

昨年実施しました調査では、近年の市町村合併の進展、これも実は大きな要因でございます。市町村合併が進んだということで、平成十九年四月に統一地方選挙を従来どおりのやり方で実施することもし仮にした場合はなお多くの選挙の実施は見込まれるわけですが、それでも統一率というの

は約三二%になるという見込みでございます。これは平成十五年四月よりも五ポイント低下することになりまして、三六%から三二%ということ、これ、かなり低下幅が大きいというふうに言わざるを得ません。

こうした状況も踏まえまして、国民の選挙に対する関心を高める、高い関心を持っていただく、同時に選挙の円滑な執行を進める、そして経費の節減を図るということで、地方選挙を毎年統一して実施する、毎年ですね、四年に一回じゃない、毎年そうした形で実施してはどうかというふうな議論もあるというふうな理解をしております。

仮にですけれども、統一地方選をやめまして、地方選挙を毎年一回ないし二回に期日を統一して行おうとする場合には、しかしこれ、よく考えていくと、制度はなかなか難しく、任期の特例を設ける必要が出てきまぬとか、また、長期にわたって定着してきました従来の地方選挙の仕組みを変えていくことになりまして、これは直接のやはり関係者には非常に大きな影響を与えることになるという面もございまして、

こうした点踏まえ、各党各会派において幅広い御議論をしていただく必要があるというふうな思っております。

我々総務省としましては、こうした議論を踏まえながら、引き続き統一選の在り方、来年以降の地方選挙の在り方については検討してまいる所存でございます。

○辻泰弘君 別の問題ですけれども、実は昨年の六月二十七日に、私、質問主意書を出させていただいておりまして、それは、PKOやイラク復興支援などのために海外で活動する自衛隊員が、政府の命令により日本を離れ任地に赴いたにもかかわらず、当然に予想される事態への対応が何ら尽くされないままに投票の機会が奪われることは基本的な人権にかかわる極めて重大な問題である、こういった認識から質問をさせていただきまして、それについて七月五日に政府としての答弁書がございまして、重要な課題であると認識してお

り、慎重に検討してまいりたいということが昨年の七月の答弁書だったわけでございますけれども、このことを踏まえ、政府としてこの問題についてどのようにお取り組みになってきたか、現状を御説明いただきたいと思っております。

○国務大臣(竹中平蔵君) イラク等国外に派遣されている自衛隊員の投票の問題、大変重要であると思っております。更に広げて考えれば、その自衛隊以外にも、一時的な国外滞在者、そうした方々の選挙機会をどのように確保していくんだらうかということ等はやはり重要な問題でございます。その場合、同時に、主権が及ばない場所での適正な投票が確保できるのかどうか、やはり貴重な選挙であるからこそ考えなければいけない難しい面も出てまいります。

そうした点を踏まえまして、このたび、与党においてこの課題に向けた解決策について議員立法という形で法案を提出するとの判断がなされたことと承知をしております。自衛隊員に限らず、法律の規定に基づき国外へ派遣される一定の組織に属する選挙人について、国外での不在者投票制度を創設する等の内容とする公職選挙法の改正案を取りまとめられたものと承知をしておりますので、この改正案、今後、各党各会派で御議論がされるということになると思っております。我々としては、その推移を是非しっかりと見守っていききたいと思っております。

○辻泰弘君 議員立法もいいんですけども、いつもそうなんですけれども、問題が見えながら政府がなかなか答え出さないまま議員立法を待つというんですか、そういうことが多くあるわけですけども、政府としても、やはり問題は最初から、当初から予想されるわけですから、そういったことについては機動的に政府としての対応も進めていただきたい、このことを一般論として申し上げておきたいと思っております。

三番目といいますが、本来のことにかかわるこ

とになりますけれども、現在の在外選挙制度におきまして、在外選挙の投票選挙区が最終居住地、そうでない場合は本籍地と、こうなっているわけでございますけれども、そのようになっている理由について御説明をください。

○政府参考人(久保信保君) 国政選挙の場合の選挙権、これは二十歳以上で日本国籍を有する者でいいわけでございますので、住所要件というのは基本的に選挙権には要求をされていないということがまずございます。

ただ、具体的に選挙権を行使しようということになりますと、やはり二重投票の防止等を考えなきゃいけませんので、選挙人名簿というものに登録をされている人、これを一応有権者であると推定をして投票を行っていただくという、こういうシステムになっておまして、国内に住所がある方といいますが、これにつきましては、地方選挙の住所要件、選挙権は三か月の住所要件があるということとございまして、国内に住所がある方は国政選挙も地方選挙も共通して永久選挙人名簿といふものを設けて、そこで住所地の名簿に載っかると。したがって、国政選挙の場合もこの名簿を管理をしている市町村を含む選挙区に属されると、こういう扱いをしていると。

外国に居住して住所を持っておられる方、これは日本に、国内に住所がないという方々でございますので、どのような形で選挙人名簿というのを管理していくかと、これは一つの立法政策であろうと思っております。

そこで、平成十年にできました現行の在外選挙制度、これは御指摘にもございましたように、最終の住所地を管轄する選挙管理委員会に申請をして、そこで、在外選挙人名簿というのはその市町村選挙管理委員会が登録をして管理をする。こういうふうな、擬制といいますが、立法政策でそうしたわけございまして、ただ、その場合に、最終の住所がないという方もおられます。そういった方には、どこに属させるのがいいのか、これも立法政策でございまして、本籍地だと

いうことにいたしております、その場合、最終の住所がないというケース、これは大きく分けて二つあるかと思っております。

一つは、本来、国外で出生をされて国内に一度も住所を有したことがない、ブラジルなんかの二世の方とかそういう方が恐らくこの範疇に入ろうと思っておりますけれども、そういった方は本籍地の選挙管理委員会ということで立法政策上解決をしている。

もう一つのケースは、最終住所を公に証明することができないという方々もおられます。在外選挙人名簿の今の制度、これが施行されましたのは平成十一年五月一日でございまして、その施行されるまでは、当時は戸籍の付票の除籍の保存期間が五年間というふうなされておりましたので、平成六年五月一日までに国外に転出をされた方につきましては、実はこの最終住所を公証する記録が存在しないということとございまして、こういった方々も本籍地だということに法律上みなしているというところでございまして。

○辻泰弘君 そこで、在外公館投票のことをお伺いしたいと思っております。現在、実施公館、実施してない公館、当然あるわけですけども、この選定といいますが、実施する、しない、このことをどのようなプロセスで決めていらっしゃるのか、またそれを、その対象の見直しはどのような形でやっていらっしゃるのか。その点、簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(久保信保君) 公職選挙法の第四十九条の二第一項第一号によりまして、在外公館投票を行わない在外公館、これは総務大臣が外務大臣と協議して指定することができるというふうになっておりますが、その場合の指定の基準といいますが、これは三つの観点で行っております。一つは、治安上、在外公館投票の実施が不適當であるというケース。それから二つ目は、投票記載場所を設置する適切な場所がないといったケース。それから、三つ目でございますけれども、新

設立された公館で人的体制等が整っていない。こういったことで在外公館投票を行わないという指定を行ってきております。

平成十五年には、それまで在外公館投票を実施していなかった在外公館につきまして、安全上実施が適当でないものを除きまして、原則として実施をすべきであるということで、平成十五年に在外公館投票実施公館、これを大幅に拡大をしたということがございます。昨年の総選挙の時点で調べてみますと、在外公館投票を実施した公館数、これは在外選挙事務を行っている二百十四公館中百九十六公館に及んでおります。

私どもといたしましては、在外公館投票を行わないこの公館の指定ということにつきましては、国政選挙の実施時などにおきまして、外務省とも協議をした上、今後とも適宜必要な見直しと、こういうのを行ってまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 それで、今回の法律案、改正案においては、再選挙又は補欠選挙については当該選挙に係る在外選挙人が管轄区域内にいないと見込まれる在外公館においては在外公館投票は行わないと、こういうふうな規定になるわけですが、この場合の選定の方法といえますか、そのこととはどういふふうにか考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○政府参考人(久保信保君) 再選挙、補欠選挙でございますけれども、ただいま申し上げましたような在外公館投票を行わない公館というジャンルがございますけれども、そのほかに、当該選挙に係る在外選挙人が管轄区域内に存在しないと見込まれると、補欠選挙、再選挙のことでございます。そういったことがあり得るわけでございまして、管轄区域内に在外選挙人が存在しないと見込まれる在外公館につきましても、在外公館投票を行わないという形で指定をしようと思っております。

に調査をいたしまして、その結果を踏まえて指定を行っていただくというふうにか考えております。

○辻泰弘君 もう一点、改正にかかわることですけれども、公館投票の期間については原則一日も、今回、再選挙、補欠選挙については原則一日実施というふうな規定になっているわけですが、一日ということでありまして極めて限定されるわけでございますけれども、そういった点と、投票する方に向けて、有権者に向けてその一日という特定した日を周知するということがやはり大きな問題になると思うんですけれども、その点についてはどのように対処していかれるのでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) 先ほど御議論がございましたが、在外選挙制度の周知や在外選挙人名簿の登録といったことにつきましては、外務省と連携をいたしまして、私どもも国内外に向けて各種の啓発というのを行っております。

そこで、御指摘のございました今回の改正内容、これにつきましても、制度周知用のリーフレットを作成をいたしまして、市区町村等の関係機関に備え付けをするといったことを行いますとともに、特に御指摘の再選挙、補欠選挙時におきましては、当該選挙に係る在外選挙人に対しまして、在外公館投票期日を原則一日として、あるいはその投票期日等につきまして、外務省のホームページでありますとか衛星版の新聞広告、現地日系紙への広告、日本人会の会報、在外公館ホームページなどの各種のメディアを活用して、外務省と連携しつつ啓発、周知に努めてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 これは一日に限定するというところでございますから、非常に、知らなかった、複数日であればということがあるわけでございますので、その点については周知していただくように御努力をお願いしておきたいと、このように思うわけでございます。

そこで、在外選挙は基本的に在外公館投票と郵便等投票と、この二つの類型で成り立っているわけでございます。

○辻泰弘君 それでは、この二つの類型で成り立っているわけですが、よく考えますと、やはり郵便の事情とか交通事情等々によって投票箱が閉まるまでに届かないということが当然あり得ることではあるわけですが、その場合のその票の扱いがどうなるのかということなんでもございます。

当然、有効、無効の中には入らないわけですが、しかし公館で投票したというときはチェックしているわけですから、公的機関でチェックしたということにおいては棄権とは言えないということになると思っております。ですから、そういう意味では、有効票に入れることはもちろんできないわけですが、開票のときに間に合うわけではないわけですが、そういうときには、その形で公表するような、そういうときには、そのこのごういふ数がごういふことで郵便投票でございまして、在外公館投票でございまして遅れたという票の数字だけは明記するようにすべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘にもございまして、投票所を閉じるべき時刻になったときに送致をされていないといった票、これにつきましても結局投票済みの票ということにならないということでございますけれども、確かに御指摘にあったことは理解できます。できまして、投票の状況でございますね、これにつきましては、今後、投票日以降一定の期間内に、どういふ項目がいいのか、これも併せて検討させていただきますかと思っておりますけれども、公表する方向で検討させていただきますかと考えております。

○辻泰弘君 是非その方向で御検討いただきますようお願い申し上げます。

それから、もう一点、在外選挙人名簿への登録申請から在外選挙人証交付までに要する日数、そしてその短縮に向けた取組方針、このことについて御見解をお願いいたします。

○政府参考人(久保信保君) 私ども、平成十七年の十月に市町村選挙管理委員会に行った調査がございまして、その結果によりますと、在外選挙人名簿の登録に要する期間でございますが、一か月

以内と回答した団体、これが全体の三分の二程度ございました一方で、二か月以上と回答した団体も一〇%程度ございました。また、在外選挙人名簿の登録資格確認に關します選挙管理委員会の会議、これの開催の頻度でございますが、その都度あるいは一か月と回答した団体が全体の三分の二程度でありました一方で、二か月以上と回答した団体も四分の一程度ございました。

こうした結果を踏まえて、私どもといたしましては、この在外選挙人名簿の登録に関する選挙管理委員会の開催頻度を高めるとか、そういったことを含めまして、当該登録事務については一か月以内に手続が完了できるように、今後各種の会議の場を通じて選挙管理委員会に対して要請をしてみたいと考えております。

○辻泰弘君 そこでもう一点、今回、在外選挙人名簿への登録申請ということでの改正があるわけですが、在留届の提出時における在外選挙人名簿への登録申請を可能にする、こういうことになっているわけですね。これは三か月の住所要件を確認するということが必要になってくると思っておりますけれども、そのことについてどういふ方針で取り組まれるのか、御説明いただけますか。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のように、このたび、三か月の住所要件を満たしていない時点でも、在留届を提出したといったような時点をとらえて登録申請ができるようにするという改正にしております。この場合、登録申請者が三か月の住所要件を満たすに至ったかどうか、これを領事官が確認をした上で意見を付して市町村選挙管理委員会に送付をし、送付を受けた市町村選挙管理委員会において被登録資格の調査を行って登録をするといった手続になります。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう

○辻泰弘君 三か月の住所要件を満たす

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう

○辻泰弘君 三か月の住所要件を満たす

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう

○辻泰弘君 三か月の住所要件を満たす

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう

○辻泰弘君 三か月の住所要件を満たす

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう

○辻泰弘君 三か月の住所要件を満たす

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう

○辻泰弘君 三か月の住所要件を満たす

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう

○辻泰弘君 三か月の住所要件を満たす

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう

○辻泰弘君 三か月の住所要件を満たす

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう

○辻泰弘君 三か月の住所要件を満たす

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう

○辻泰弘君 三か月の住所要件を満たす

れをできるだけ取って確認ができるようにというふうを考えております。

○辻泰弘君 もう一つ、改正内容にかかわることですけれども、今回の公館投票期間についてですけれども、総選挙、通常選挙の場合、投票送致を考慮し終了を一日繰り上げるということで、原則五日前というのを原則六日前ということで、そういった意味では有権者からすれば期間が短縮されるという方向の改正になっているわけですが、そのことは、状況も分らないという意味においては、マイナスの要素もあるわけですが、その点について御説明をいただきたいと思えます。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のように、法律上五日前までというのを六日前までということにいたします関係で、一日、実際公館で投票する期間というのが短くなるということになってまいります。

この点は、これまでの在外選挙の実施におきまして、台風等の自然災害とか航空便の機体トラブル等によりましてフライトが予定どおり運航されなかったケースがあったりとか、また今回の改正では、衆議院では小選挙区、参議院では選挙区選挙、これを新たに対象にするということになりますので、投票所閉鎖時刻までの未到達、これが選挙結果に影響を及ぼす可能性が高くなると。選挙管理上、やはり極めて慎重にやっていかなきゃいけないだろうということもございまして、この際、あえて一日、選挙人の方から見たら投票期間が短くなるという選択をさせていただいた次第でございまして、御理解をいただきたいと考えております。

○辻泰弘君 それで、今回の法案は、施行期日が在外投票については公布後一年以内において政令で定める日と、こういうふうになっているわけですが、ございますけれども、直接的には、参議院の選挙はほぼ来年の夏に決まっているわけですが、それに向けていつの時点で政令を定めていられるのか、このことについて御見解をお示しく下さい。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のように、在外投票部分、これは公布後一年以内に政令で定める日から施行すると、こういうことにしてまいらうと、このまず理由を申し上げさせていただきますと、やはり情報提供を在外邦人の方に私どももやっていかなければいけない。そこで、事実上のこれは便宜供与なんでございまして、各選挙区ごとの候補者名、届出政党の名称、この一覧、これを小選挙区選挙、選挙区選挙の場合、この一覧を各在外公館に備え置くといったことをやりつつ、また各都道府県のホームページにもこうした情報を掲載するといったようなこともございまして、公示の日、あるいは告示の日の翌日までこうした準備を終わるようなシステム、これをやはり整備をしていかなきゃいけないといったようなことと、関係職員の研修、執行体制の見直し、そういったこと。あるいは、何にも増して、在外選挙人に対しまして制度改正内容の周知等が必要であるといったようなことで一年間の猶予をいただきたいと、こういうふうにしておるところでございまして、これも御指摘にはございまして、来年は夏に参議院議員選挙、通常選挙がございまして、それを念頭に置いて準備を進めていきたいと考えております。

○辻泰弘君 もう一点、やはり有権者にとつてはいろいろな情報が欲しいということがあるわけですが、選挙公報自体をホームページに掲載すると、こういったことが理想としてはあると思うんですけど、こういったことについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) 選挙公報を選挙管理委員会のホームページに掲載するということが、課題といえますか、それを私も考えております。

一つは、アクセスが集中をされるとか、情報量が過大化したことによりましてのサーバーダウンといった技術的なトラブルによる閲覧が不能になるといったような事態、あるいはホームページの改

ざん等があった場合に選挙無効事由にもなりかねないといったようなことを私どもは懸念をしております。それから、選挙公報が通常プランケット判でありますのに対して、パソコン画面の表示スペースが限られていたようなこともございまして、選挙公報をそのまま掲載してもなかなか見やすいといったようなことにはならないのではないかと、そういったようなことも考えております。

また、政党につきましては、候補者数に応じて選挙公報の掲載寸法に大小の差があると、これをホームページ上どう扱うのかといったような問題があるというふうにも考えております。選挙公報、これも選挙運動の一つでございまして、各党各会派で御議論をいただくことも必要ではないかと考えております。

○辻泰弘君 政府としても取り組んでいただくように申し上げておきたいと思えます。最後の質問になりますが、選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正についてお伺いいたします。今次改正では、選挙人名簿抄本のコピーの根拠となつていて便宜供与規定を削除するという事になっていくわけですが、それに伴って、選挙人名簿のコピーは違法となる旨の答弁をされているわけですが、法施行後に市町村選管でコピーが行われるような場合に総務省はどう対処されるおつもりか、御見解をお示しく下さい。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のように、明文でコピーを禁止するといった改正内容には、明

てございませぬけれども、コピーの根拠規定となつております便宜供与規定、これを削除するということにはいたしておりますから、市町村が改正後も独自でコピーをさせるといったようなことがあれば、私どもはそうした事態は違法の可能性が強いと考えております。

また、ほとんどの市町村で現在、個人情報保護条例が制定されているといったようなこともございますので、私どもとしては、コピーというのをこの法律改正後も認めるといった市町村があると

いうことは考えておりませんが、万が一そういった市町村があるということになりますと、私どもは適切な助言、勧告、あるいは地方自治法にのつとつた措置、これを利用しつつ是正を図りたいと考えております。

○福本潤一君 公明党の福本潤一でございます。今回改正で、海外在住の日本人、衆議院小選挙区、参議院選挙区、投票できるようなことになってございまして、憲法で保障された国民固有の権利である参政権が海外に住むことを理由に剥奪されるものではないという点から考えると、大変に意義深いものだと思います。今後、我々も民主主義の成熟度を増すために政治参加の門戸を更に広げる努力を続けてまいりたいというふうに思います。

質問でございまして、今回の改正、昨年九月、最高裁判決を受けて改正を行われることになったと思えますが、当初の九八年創設時、この選挙区選というのに対して、候補者情報を海外に周知するのは困難という理由で見送られていたようございまして。今回、最高裁の判決以外に、創設時と現在、変化、どのようにあつたかということも最初に聞いておきたいと思えます。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘にもございまして、ように、平成十年に制度を創設したとき、これは比例代表選挙に限ると、附則の八項というのを設けてそういうことにいたしましたしております。その理由でございませぬけれども、衆議院の場合は十二日、参議院は十七日といった選挙運動期間、これは限られている。そうした期間内に候補者の政見、政策等を周知していくと、海外の有権者の方々に、これはなかなか困難な状況にあるのではないかと、あるいは、在外公館投票というところもございまして、名簿への登録事務の一端を担っていたらどうかということもございまして、この在外公館、これが選挙事務には精通していないというところもございまして、まずは比例代表選

と

挙から始めようということが今の制度でござい
ました。

その後、これは最高裁判例、昨年の九月十四日
にもそういうことが指摘をされておりますけれ
ども、その後、現在までに既に五回の選挙、これ
が行われてまいりました。そのことによつて、在
外公館の事務処理体制というのも定着をしてきた
のではないかと考えておりますし、またインタ
ネットの急速な普及などによりまして、在外選挙
人の方々におきましても情報の取得といったこと
が当時比して容易になつてきていますと、そう
いった状況変化はあつたと、あるというふうにか
えております。

○福本潤一君 そういう意味では、いろいろ変化
の中にもひとつ言われていた情報環境の変化、イ
ンターネットの活用というものもありました。先
ほども若干ありましたけれども、総体的に、今
回、総務省に設置されているIT時代の選挙運動
に関する研究会、選挙運動への解禁を提言して
おりますが、総体として活用方法をどういうふう
に現在考えられておるかをお伺いしておきます。

○政府参考人(久保信保君) まず、この在外選挙
でございすけれども、国内から遠距離の国外で
実施をされるものでございすし、我が国の主権
の及ばない国情の違う地域で行われるといったよ
うなこととございすので、選挙公営で選挙公報
を含めて国内と同じような周知といったようなこ
とはもう極めて困難であるというのを前提に考え
なさいけないと思つております。

そこで、これは御指摘にございすように、
テレビの国際放送に加えまして、新聞社等のホ
ムページ等によつて立候補状況等も知ることが容
易になつてきているということとございすから、
やはりまず是在外選挙人の方自身がそうした情
報収集に努めていただくことが基本ではないかと
考えております。

私どもといたしましては、事実上の便宜供与と
いたしまして、先ほども御答弁いたしましたのが、
小選挙区等につきましては各選挙区ごとの候補者

の名前と届出政党の名称の一覧、こういつたもの
を在外公館に備え置くといったことと同時に、
ホームページ等で周知をしていきたいと考えてお
ります。

お尋ねにございすインターネット、これを選
挙運動の手段として認めるかどうかということ
でございますが、先ほど大臣から答弁がございま
したように、私どもの内部につくりました検討会、
ここでは一定の結論というのを出したことがござ
いますけれども、やはりこれは選挙の土俵づくり
そのもの問題でございすので、各党各会派に
おいて議論を深めていただきたいというふうにか
えております。

○福本潤一君 さらに、今回現実に選挙した結果
の投票率も言われておりまして、前回の衆院選で
海外全有権者数七十二万人、在外選挙人名簿の登
録者数八万人、実際に投票した人二万人余りにす
ぎなかつたと。そういう意味では、先ほどの二
九・〇九%とかいふのは全有権者に対する数じゃ
なくて登録者に対する数でございすので、絶対
得票率的に考えれば三%というふうな状況でござ
います。

この低投票率の理由、またこれをアップするた
めの方策、これをお願いしたいと思ひます。
○政府参考人(谷崎泰明君) お答えいたします。
投票率の低いというのには、先ほど来御指摘いた
だいていますとおりでございす。そもそも、こ
の投票率が低いということの理由でございすけれ
ども、登録率が低いということに最大の原因が
あるかというふうな思つております。

基本的に、登録するときに平日に在外公館に行
くということか、あるいは三か月の住所要件が
障害になつていふふうな考えております。
他方、外務省が在外公館におられる方々にアン
ケートを実施したところによりまして、それに加
えて、やはり情報が不十分であるということと
か、遠隔地の居住者にとつてはやはり負担にな
つていふふうな点がございす。

録、投票率をアップしていくかということござ
います。最大の原因の登録率のアップにつきま
しては、今般の法改正で、三か月要件を満たして
ない時点においても在外公館で登録の申請の受付
が可能になるということになれば、これによつて
相当登録率は向上するのではないかとこのふう
に思つております。

その他の点につきましては、基本的には広報活
動を十分やるということだろうと思ひます。さら
には、やはり遠隔地とか、あるいは日系企業等に
つきましては、領事担当者が出張をしていふん
説明を広報するとともに、場合によつてはその発
給申請を受け付けるというふうなことをやりたい
というふうな考えております。

○福本潤一君 そういう意味では様々工夫されて
いると思ひますが、名簿登録というところがな
かなか大変なようでございすので、名簿登録の簡
素化等についても検討していただければと思ひま
す。

さらに、海外におられる、そして日本のまた政
治、経済、様々見詰めておられる人に対して、フ
ランスなんかではやつておるようございす
が、海外選挙区という可能性、今後の方向性で
ございす、在外邦人が更に増加して、今でも七
十二万人というふうになりますと、議席を割り当
てるということも考えられるかどうか、可能性に
ついてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 海外選挙区、確かに海
外でそういう制度もあるというふうな承知をして
おります。在外邦人の数が今後どういふふう
になつていくかということも踏まえまして、これ
という意見があるということは私たちが承知をして
おりますし、これはしっかり考えていく必要はあ
るかと思ひます。同時に、こんな問題点があるぞ
というふうな問題点も同時に指摘されておるとい
うふうな承知をしております、そういう中で国
民のコンセンサスがどのようにならぬのかとい
うことはまだ時間が掛かるのかなと思ひもご
ざいす。

今、委員御指摘のように、数からいきますと、
現在海外には邦人九十六万人いらつちやつて、有
権者はそのうち七十万人強でありますから、国内
小選挙区の人口規模を勘案しますと、これ選挙
区、数選挙区分に匹敵するわけにございす。一
方で、現在の登録されている数については、先ほ
ど言いましたように八万三千人。これ、今委員か
らありましたように、そもそも名簿登録を簡素化
すればこの問題は解決できるんじゃないかとい
うような面もあるかと思ひますが、今では、現
状では八万三千人。今後どのように増加していく
かということも見据えなければいけないと思ひ
ます。

難しい点として指摘されているのは、今申し上
げたような数の問題で、まず選挙区が設定でき
るのかという点があると思ひます。もう一つ、国
情、非常に様々でありますから、広大な選挙区に
わたつて公正、適正な選挙を行うことができるん
だろつかというふうな問題も当然正面から考えな
いといけないと思ひます。それと、国内総定数を
どのようにするかということの調整も当然出てま
いるかと思ひます。現在の在外公館で管理、執
行体制、各国情違ふ中であつてできるのかと。

これ、問題点を挙げればもちろん切りがないわ
けでありまして、だからといって頭から否定する
必要は私は全くないと思ひますが、そうした点も
踏まえて、国民のコンセンサスがどのようにな
らぬかということが重要であるというふうにか
えてお伺いしております。

○福本潤一君 今回の改正で、さらに選挙運動や
政治活動、世論調査のために閲覧というのを認め
ておられるようですが、この理由、お伺いして
おきたいと思ひます。

○政府参考人(久保信保君) 現在、選挙人名簿抄
本の閲覧でございすけれども、明文の規定とい
うのはございせんが、選挙人が自己又は特定の
選挙人の登録有無を確認する場合のほかにも、ほ
とんどの市区町村選挙管理委員会では、政治活動
や選挙運動、あるいは政治や選挙に関する世論調

査などにもこの閲覧を認めるといった取扱いを行って、実際に閲覧件数のほとんどがこうしたケースを占めているというのが実情になっております。

政治活動や選挙運動につきましては、民主政治のこれは健全な発達の基礎となるものであると考えておりますし、また政治や選挙に関する世論調査などにつきましては、政策形成の一助となっておりまして、民意を顕在化し、民主政治の質的な充実を図る上で欠くことができない公益性を有していると考えております。そして、これらいずれの場合も選挙人の意思を決定することに寄与するというものでもございますし、また間接的には選挙人名簿の正確性の確保にも資するものであると思っております。

このように、政治活動や選挙運動、政治、選挙に関する世論調査などは、ともに民主政治の健全な発展に資するといった公職選挙法目的のものに合致するものであるということで、このたびの改正案では明文で閲覧を認めるということにいたしております。

○福本潤一君 これ、明文で閲覧を認めるということになっていくということでございますし、今までこれに対する対応、自治体ごとにはばらばらの状況がありまして、さらには今後、個人情報保護法、選挙項目は入っていませんけれども、選挙活動の自由と個人情報の保護の兼ね合いということをどういうふうに考えて対応していけるか、この基準はどのようになっているかということもお伺いしておきたいと思っております。

○政府参考人(久保信保君) 先ほども御答弁申し上げましたように、政治活動や選挙運動、これは民主政治の健全な発展の基礎となるというものでございます。公選法の目的にも合致をするということに加えて、間接的にも選挙人名簿の正確性確保に資するというところで、明文で閲覧を認めるということにいたしております。

一方、この個人情報保護の観点からは、不当な目的による閲覧を排除しなければいけないとい

うことで、手続を厳格化するということが、罰則、過料の新設を図ること、またそのほかにも閲覧申請の公表を行うということもいたしております。また、先ほども御議論いただきましたが、コピーということを今認めておりますけれども、この根拠規定、便宜供与規定を削除するということも行ってまいります。

それから、政治、選挙に関する統計調査、世論調査、学術研究等の調査研究につきましても、政策形成の一助となるということで公益性があるというふうにも考えておりますけれども、この公益性の判断基準でございますが、調査結果が広く公表されて、その成果が社会に還元されているかどうかということが基準になるべきであると考えておりまして、具体的には、放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が専ら報道の用に供する目的で行う世論調査であつて、その調査結果が公表されるもの、これが一つのケース。それから、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査であつて、その調査結果又はそれに基づく研究が公表され、学会を通じて社会に還元されているもの、そういうケース。それから、統計的手法を用いて行う調査であつて、その調査結果が公表され、国や地方公共団体の施策の検討や学術研究にも利用されているもの、こういったものが公益性があるというふうにも考えております。

○福本潤一君 今回、二つの大きな改正がありました。と同時に、公職選挙法改正については、よく課題として上がってくる問題についても質問をしておきたいと思っております。戸別訪問の件でございます。

戸別訪問、大正十四年、普通選挙導入時に、無産階級の人々は買収などに巻き込まれやすいという理由で設けられたものでございます。現在においては時代遅れで民主主義の考えにそぐわないと言われております。また、海外では、アメリカ、フランス、ドイツでは規制されていないというふ

うに聞いておりますし、小泉総理自身も若かりしころ新聞に投稿して、戸別訪問を自由化すべきだ

という論調で論じられたこともございます。こういう議論を踏まえまして、自由化に向けた検討をそろそろ行うべきではないかというふうに思いますが、考えをお伺いいたします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 戸別訪問の禁止、本当にいろいろな御意見があるというふうにも私も理解しております。一般的には、やはりしかし、これは買収などの温床になりやすいのではないかと懸念もございます。また、候補者、選挙人ともその煩に堪えないのではないかと、こういうことをやり出すと切りがないのではないだろうかというふうなこともあろうかと思っております。そうした理由から、そもそもやはり大正十四年の男子の普通選挙実現の際には禁止された。出発点としてはそういうことであつたと思っております。

しかし、これは本当にいろいろな議論がある。現実に平成五年に政府が提案をいたしました政治改革関連法案の中では、これは戸別訪問は、候補者と有権者が直接に触れ合う有力な選挙手段、運動手段ということ、これを自由化するということになつていたと承知しております。しかし、当時の国会における議論の過程の中で、やはりこれは従来どおり禁止だというふうになつたと、こういう経緯なわけでございます。

これは選挙、この制度全般そうでありますけれども、とりわけこの問題は本当に選挙の土俵づくりにそのものであるかと思っております。今申し上げた思い、恐らく今日御出席の委員の皆様の間でもいろいろな思いがこの問題にはあるかと思っております。各党各会派でこは十分御議論をいただかなければいけない問題であると考えております。

○福本潤一君 もう一点、十八歳選挙権の導入という点についてもお伺いしておきたいと思

お話でございます。もう少子高齢化という点で若い世代の人たちの意思を政治に反映させるということも必要だと思つていますが、この点についても御意見伺つて、質問を終わりたいと思つております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 若い世代の意思を政治に反映させるというのは、これはもう方向としては、私は政治家の端くれとしては、これは絶対に必要なことであつると、方向としてはそのように思つております。とりわけ、若い方の人口が減つてきて、そして若い方々がフリーター、ニートに象徴されるように、社会的なつながりというものを失は潜在的には非常に求めるような状況になつてきているということは考えなければいけない重要な問題であると思つております。

同時に、これ実際の制度づくりということを現実的に考えてみますと、これは選挙権の年齢の問題というのは民法上の成人人口、これは二十歳なわけですけれども、それとの関係どうなるのかと、刑事法、特に少年法との取扱いで法律体系全体との関連がどうなのかという、やはりそういうことも考えなければいけません。

○福本潤一君 質問を終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。まず、選挙人名簿の閲覧問題についてお聞きをします。

国民は選挙人名簿に登録されることによつて選挙権さらに被選挙権を保障されます。そういう点で、選挙人名簿は国民の参政権の基礎にかかわる

重要な公簿だと思えます。ですから、この選挙人名簿を政治や選挙活動の自由を確保する立場から有効に活用すること、また国民の政治参加という側面から公平に閲覧、利用できるようにすることは議会制民主主義の発展にとって欠かせないものだと私たちは考えておりますが、この選挙人名簿の閲覧制度の持つ意義について、まず大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) この名簿の位置付け、どのように活用していくかということに関しては、今、井上委員が総論としておっしゃったことと、私も同じような思いを持っております。

御承知のように、今、一方で個人情報意識の高まりがあつて、それと一方での公益というのをどのように調和させるのかという、そういう非常に基本的な問題に位置付けられると思えます。

本人が登録の有無を確認する場合以外は一切閲覧させるべきではないという意見も、こういう個人情報保護の立場からあることはあるわけでございます。しかし、一方で、今委員言われましたように、この名簿の閲覧、抄本の閲覧は政治活動とか選挙運動、そして政治、選挙に関する世論調査等の閲覧件数がほとんど現実には占めております。そして、この活動、候補者、政党、政治団体が行う政治活動や選挙運動につきましては、これはやはり言うまでもなく民主政治の健全な発達の基礎になるものでございます。また、報道機関等が行う政治、選挙に関する世論調査等についても、そういうものを通して世論が形成されて、そして政策が形成されていくと、そして民意が反映されていくという意味では、民主政治の実質的な意味での、何ていいますか、それを担保する制度、正に公益性を有するということになっているものであるとも思います。また、これ間接的には選挙人名簿の正確性を確保するという面もあるのかと考えております。

えて、このたびの改正案で明文で閲覧を認めるといような形にさせていただいた次第でございます。

○井上哲士君 政党、政治団体の閲覧を認めるわけでありますが、政党、政治団体といつても様々な形態がございます。例えば、私どもの党でありますと、党本部があり、都道府県委員会があり、地区委員会があり、その下に支部があると、こういう形でありまして、地区委員会までは政治資金規正法上の届出をしておるとい形になります。実際の局面ではいろいろ支部の皆さんなどがこれ閲覧をされるということもあるわけですね。

先ほどの、大臣からも答弁があつた、この制度の意義から考えますと、手続はできるだけ煩雑にせず活用できるようにしつつ、やはり例えば政治団体の成り済ましなども防がなくてはならないと、こういうことがあろうかと思えます。そういう点で、例えば申請する政治団体のレベルをどういうふうにかけるのかとか、実際の手続はどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思えます。

○政府参考人(久保信保君) 今回の改正法におきます政治団体でございますけれども、これは政治資金規正法上の政治団体の範囲と同一であるといふふうに考えております。

したがいまして、政治資金規正法第六条の規定による政治団体の届出をしたもの、これが政治団体であると想定をしております。

そこで、実際の閲覧の届出、この際には、政治資金規正法第六条の規定による届出書、この写し、これを持ってきていただくということが大前提でございますけれども、そのほかにも、これまでの政治活動の実績が分かる資料、これを提出していただく等によりまして、申出を受けた市町村の区域が政治団体の主たる活動区域となつていくかどうかを確認をするといった手続にならうかと思えます。

出が仮にあつたという場合には、市町村選挙管理委員会には、閲覧の必要性について疎明を求めても十分な回答がないといったような場合には閲覧を拒否できるというふうに考えております。

○井上哲士君 もう一つお聞きしたいのは、今、地方自治体の条例の制定改廃の直接請求という制度があります。それから、議会の解散とか首長のリコール請求、それから住民投票などありまして、それぞれに今、地方自治を進展させる上で非常に大きな役割を果たしていると思えます。直接請求の場合は、選挙権を有する者の五分の一以上の連署をもって請求することができるとされておりますし、リコール請求などは有権者の三分の一の署名が必要ということになつております。

これまでも、こういう運動に取り組んだ様々な市民運動がそういう署名の、求める対象になる選挙人はだれなのかということを確認をしたり、そしてまた、集めたものが確かに規定数に達しているかということを確認する上で閲覧をするということでは実際に行われてまいりました。ただ、そういう市民団体は、必ずしも政治資金規正法上の政治団体の届出をしていないわけですね。

こういう地方自治の発展から非常に重要な活動が形骸化するようなことになつてはならないと思ひまして、こういうものも従来どおり認められるような運用がされるべきだと思ふんですが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) 今回の改正は、個人情報保護意識の高まりに対応して、個人情報情報が記載された文書でございます選挙人名簿抄本について閲覧できる場合を明確化し限定したものであるという改正趣旨でございます。市町村選挙管理委員会におきましては、今回の法改正の趣旨を踏まえて適切な運用を図っていただくことを期待をいたしております。

ているかどうか、これが不確定であるといったようなときに、署名した者が選挙人名簿に登録されているかどうかを確認する必要があるということ、が恐らくこれはあるかと思ひます。その場合は、その確認に必要な限度において代表者が選挙人名簿抄本を閲覧することは可能であると考えています。

これは、先ほど言いました三つのケース、この中の最初のケース、つまり特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかを確認するといった閲覧に当たろうかというふうにか考えております。

○井上哲士君 最後に、在外投票にかかわつて一問お聞きしますけれども、事前に在外公館を通じた選挙人名簿の登録が必要で、国内の最終住所地の市町村選管が在外選挙人証を交付しているわけですが、この申請から交付までが約三か月掛かるということが低投票率の理由の一つもされております。その理由として、この各市区町村の名簿登録を審査する会議が二か月に一回程度しか開かれていないと、こういう報道もございました。

今回の制度改正に合わせてこういうことも改善がされるべきかと思ふんですが、その点、総務省としてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) 法律自体の改正というのには、在留届の提出等の時点で名簿登録申請ができるんだと、三か月要件というのはその後確認をするという、そういった改正内容は盛り込んでございます。

ただいま御指摘のありましたお話、これは先ほども答弁を私いたしましたと思ひますが、確かに選挙管理委員会ごとで取扱いが異なつていくということがございまして、長いところは二か月、三か月とか、二か月以上とか、そういうところもどうも私どもが調査いたしました結果ではあるということでございます。

その原因も、ただいま委員が御指摘にございましたように、選挙管理委員会を開く頻度が少ないといったようなことが原因になつていくところも

でございます。したがって、私も、今後、選挙管理委員会の頻度、これを高めていただきますように、市町村選挙管理委員会にその旨徹底をしていきたいと考えております。

○井上哲士君 終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

今回の法改正のうち在外投票については異議はありませんから、選挙人名簿抄本の閲覧制度について幾つか確認をしておきたいと思っております。

再確認ですが、元々、選挙人名簿抄本の閲覧制度が設けられた趣旨は何ですか。

○政府参考人(久保信保君) これはもう委員御案内のように、公職選挙法第二十九条の第二項に、市町村の選挙管理委員会は選挙人名簿の抄本を閲覧に供さなければならないと義務付けられているわけですが、明文上、これはどういった理由で、あるいはどういったケースに閲覧を認めるのかというのは現行法ではないということでございます。ただ、やはり選挙人名簿を常時選挙人の目に触れさせておくということその正確性を確保するといった趣旨から設けられているというふうに考えております。

○又市征治君 というわけですが、この閲覧のほかに、第二十九条二項で「その他適当な便宜を供与しなければならぬ」とも定めておいて、これがコピーの提供の根拠とされているわけですね。しかし、公職選挙法逐条解説では、便宜供与の規定については選挙人名簿を正確ならしめることがその趣旨であるというわけでありまして、便宜供与が設けられた経緯というのはこの解釈でいいですか。

○政府参考人(久保信保君) 先ほどお答えいたしましたように、公職選挙法第二十九条の第二項、これは選挙人名簿の正確性を期するために設けられたと、そして、昭和四十一年改正で、便宜供与、これもしなければならぬという規定も併せて昭和四十一年改正では設けられたということでございます。

ただ、どのような便宜供与を行っていくのかということにつきましては、具体的な中身、これは各市町村選挙管理委員会の定めるところにゆだねるといった解釈を取っております。

○又市征治君 現実として、この便宜供与として不特定多数のコピーを交付している、こういう実態があるわけですが、実際の便宜供与の活用状況そのものはどうなっておりますか。

○政府参考人(久保信保君) 今年の四月一日時点で調査を行っております。それによりますと、選挙人名簿抄本のコピーを認めていない市町村の数、これは全体の約四分の三、千八百四十三団体中千三百五十九団体となっております。個人情報保護に対する意識の高まりなどを背景に、コピーというものを便宜供与の中身として認めているという市町村の数、これは年々減少しているものというふうな認識をしております。

○又市征治君 本来そのように限定されておいた便宜供与が、一つは選挙運動、政治活動を目的とする閲覧、並びに二つ目に公共目的の世論調査を目的とした閲覧、及び抄本のコピーの交付、こんな格好に拡大をされてきているらうと思っておりますが、その理由は何かと思っております。

○政府参考人(久保信保君) 昭和四十一年当時に公職選挙法改正で便宜供与の規定が追加された当時の事情でございますけれども、これは第四次選挙制度審議会の議論がございまして、選挙人名簿抄本の写しを頒布したり回覧すべきではないかといったような意見も出たということであろうかと思っております。それがなされたということでございますけれども、当時も、選挙運動、政治活動につきまして選挙人名簿というものを閲覧を認めるということをはとどきの、多くの市町村選挙管理委員会がやっていたということもございまして、昭和四十一年当時では、この選挙運動や政治活動について閲覧をさせるとした場合も、便宜供与としてコピー、これを認めるということは含まれているといったことが前提だったように承知をしております。

○又市征治君 もう一つ、後段に申し上げました

公共目的の世論調査、学術調査を目的とする閲覧ということについては言えば、住民基本台帳の閲覧制度でそれで足りるのではないのか、こう思われるわけですが、選挙人名簿抄本の閲覧制度をあえて残す理由は何か。

○政府参考人(久保信保君) 私も、去年この法改正に結び付く前提として検討会を設けて議論をしていたいただきましたけれども、そこで議論がなされた経過、これを踏まえてこのたび法改正をしておりますけれども、この報道機関や学術研究機関などが政治や選挙に関する有権者の意識や関心について世論調査や学術調査を行うと、これはやはり政策形成の一助となつています。そして、民意を顕在化し、民主政治の質的な充実を図る上で欠くことができない公益性を有している。また、この選挙人の意思の決定に寄与するものであるといったことから、民主政治の健全な発展に資するといった公職選挙法の目的に合致するものであるとして閲覧を認めるべきだという結論になったわけでございます。住民基本台帳の閲覧対象と重複する部分がございますけれども、公職選挙法の目的に照らして閲覧を明文で認めるということにいたしましたわけでございます。

○又市征治君 今度の改正が出されてきた理由の一つに、やはり住民基本台帳や選挙人名簿の閲覧制度を悪用した不幸な犯罪が次々と起こってきている、こういうことがあったことはもう御指摘のとおりであります。住民基本台帳の閲覧については、せんだってこれは原則禁止に改めたわけですね。そういう格好になりますと、今後、今までは住民基本台帳の閲覧制度を悪用していた商行為などによる消費者などの被害というのが、今度は形を変えて候補者であるとか政治団体を称して選挙人名簿の閲覧の方に流れてくる懸念があるのではないかと、これは自治体レベルでもそういう心配を一面ではしているわけですね。

実際にこれまでも、架空の団体名で選挙人名簿閲覧を申請して不正に閲覧を行っていた訪問販売会社が脅迫的な勧誘を行い、訪問販売法違反で

役員、従業員が逮捕された事例であるとか、また、架空団体の身分証を作った選挙人名簿の閲覧を行って独身男性名簿を作成していた宝石販売会社、脅迫的な勧誘を行って訪問販売法違反で社長などが逮捕されたという事例、さらには、報道機関を名のって世論調査目的での閲覧をしていた法人について、その後法人登記がなされているかどうか確認を求めたけれども、これが全く確認もできないという、こういう事態など起こっております。

そうすると、じゃ、今度こうした形で、コピーなどというのはそれはまあなくなっていくんだろと思えますけれども、しかし今度の改正だつて基本的には自己申告にゆだねられておられるわけでありまして、こうした問題事例の防止は一体全体どういうふうに行うに講じられているのか。このような悪用に対してどのように対処するのでしょうか。この点はもう少しお聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人(久保信保君) 先般、又市委員からは総務委員会でも御指摘を受けましたけれども、今回の改正によりまして、私も幾つか御指摘にお答えできるんじゃないかといった改正内容を含めておりまして、一点は、選挙人名簿抄本の閲覧が認められる場合、これは先ほど申し上げておりますが、法令上明確化いたしました。それ以外の閲覧は認めないということにいたしました。

次に、閲覧により知り得た事項を利用することができる者、これを限定いたしますとともに、当該情報の目的外利用あるいは第三者提供をこれは法律上禁止をしております。そして、毎年少なくとも一回、選挙人名簿抄本の閲覧の状況、これは閲覧申出者の氏名、利用目的の概要等でございますけれども、これを公表するといったような措置を講じることによりまして、また、実際の運用に当たっても、どのような場合に閲覧を認めた

かを市町村の選挙管理委員会の間で相互に情報交換すること等を私どもとして指導していきたいと、助言していきたいと考えております。

こうした対応を行うことによりまして、不正な手段による閲覧等というのは相当程度防止できるのではないかと考えております。

○又市征治君 最後に、時間がなくなつてまいりますから大臣にお伺いしておきたいと思ひます。

選挙運動や政治活動目的の閲覧についてはその運動の自由を保障するために一定配慮すべきだといふのは、これはもう言うまでもないことなんでしょうが、やはり一定期間後にこの法の運用状況を検証させていただいて、やはり見直していくべき課題もあるんじゃないかと、このように思ひますが、その点についての大臣のお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今いろいろ御議論いただいた点の改正は、正に個人情報保護に対する国民の皆さんの意識が高まつてきたと、そういう非常に大きな変化があつたということ踏まえ、その上でこの名簿抄本、これは正に個人情報記載されているわけでありまして、それについて抜本的な見直しを行うものでございます。

今後、当然のことながら、個人情報保護に対する国民の意識は更に推移していくと思ひます。そして、今回の改正による運用実態、これがうまくいく、当然我々はいくど期待はしておりますが、いくかどうかをしっかりと見極めなければいけないと思ひております。その上で、必要があれば見直しについても当然のことながらしっかりと検討してまいります。

○又市征治君 終わります。

○長谷川憲正君 国民新党の長谷川憲正でございます。

もうお昼の時間も過ぎておりますので簡潔にやりたいと思ひますが、どうしても一言お話ししたいことがあるわけでありまして。

前にフィンランドという国で大使をさせていた、だいておりまして、平成十三年の参議院の選挙、私は現職の大使として大使館でこの事務をつたんです。

それで、そのときに私思ひましたのは、何で比列区だけなのかと、選挙区の選挙もやつたらいいのと思ひましたけれども、実際その事務をやつてみますと、これ大変なんですね、現場の事務というの、恐らくそういう、先ほど総務省からも御説明ありましたけれども、そういう理由から地方区の選挙というのは除外されてきたんだろ

うと思ひます。私はそれ無理もないと思うんですが、今回、最高裁の判決を契機にしてこういう改正をなさる。これは海外の同胞が国政に広く参加をするという意味で非常に結構なことだと、私は結論としては賛成でございますが、同時に、この現場の事務の大変さというのを何とか救済しなければいかぬのじゃないかと、経験者としてそういう気持ちがありました。

そこで、総務省にお伺いをいたしますが、G7、世界の大国でG7というふうになつてい

る国があります。日本を除いて六か国、在外公館に外国在住の選挙人が直接行って投票をするという

ような形を取つてい

る国はどの国でござい

ますか。

○政府参考人(久保信保君) 国立国会図書館の資料などによりまして、G7の諸国においては日本のほかフランスにおいて在外公館投票が行われて

いるものと承知をしております。

なお、カナダにおきましては、これは在外公館投票ではございませんが、在外公館窓口

に投票済みというふうな管理委員会への配達を依頼するということができるというふうな聞いております。

○長谷川憲正君 今お聞きのとおりでございます。一般的じゃないんですね、何と驚くべきこと

に。私は、どこの国でも外国に住んでいる国の人

というのは在外公館に出掛けていって投票するの

かなと思つておりましたが、全くそうではありま

せんでした。

そして、今G7の中ではフランスがやつてい

るという例がありました。フランスの場合は大統領

の選挙とそれから特定の問題に対する国民投票、

イエスかノーかという国民投票でございまして、

国会議員の選挙に関してはフランスもやつてい

ない。こういう国々はどういう方法でそれじゃ

海外にいる人たちの投票を可能にしているかとい

うと、郵便投票なんですよ。私、別に郵政の問題

を言うつもりじゃないんですよ。そういうつもりで申

上げてい

るんですよ。

この理由というのは、考えてみれば幾つかある

わけですよ。

一つは、遠くに住んでいる人たちが投票所まで

出掛けていくというのは、日本の国内で投票する

のと違つて物すごく時間が掛かりますから大変だ

やはり知恵を出すべきではないかと。先般も、簡

素で効率的な政府をつくるということで行政改革

法案通りましたけれども、ということであれば、

こういうやつぱり現場の事務をなるべく簡素化す

る工夫というのを、特に総務省の場合は正にIT

というのを担当しておられるわけでございます。積

極的にお進めになるべきだと思ひます。大臣の御

所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員の御指摘、大変重

要な御指摘であると思ひます。委員おっしゃつた

ように知恵を出すべきであると、全くそのとおり

だと思ひます。

いろんな国の事情がありますから、その中でい

ろんな選挙制度を採用しているわけでございます

けれども、在外公館というある種極限状況のよう

なところで仕事をしておられる方のごとくに、非

常にある種極端な形でいろんな負荷が現れるとい

す。

今回の制度設計に当たりましては、その点外務

省、正に最前線の外務省と十分に注意をしながら、

議論をしながら今回の制度設計は行わせていた

たいたつてもござい

ます。その上で、

将来知

恵を出さな

いけません

という問題

が、これは

当然のこと

ながら我々

としても知

恵を出して

いきたいと思います。

日本のような大きな

国で電子投票

の場合は本人

確認を一体ど

うに行つて、

その負荷に耐

えられるんで

あるかどうか

と、一時期に

行つて、その

負荷に耐えら

れるんである

かどうかと、

一時期に行

つて、その負

荷に耐えられ

るんであるか

どうかと、一

して、我々行政として検討すべきことあると思
います。それについては是非しっかりと検討して、技
術的な問題を踏まえて検討して、知恵を出してま
いりたいというふうに考えております。

○長谷川憲正君 ありがとうございます。大変期
待をさせていただきたいと思ひます。

先ほども数字が御紹介されましたように、海外
で今有権者として推定されている数が七十二万人
ほど、現実に投票をなさっている人の率というの
は三〇程度だと、こういう状況なわけですから、
いろいろな工夫を是非お願いを申し上げたいと思
ひます。

それと同時に、当面この事務をお進めになるに
当たりまして、現場で随分苦労があると思ひます
ので、これから恐らく予算等の議論が始まるんだ
と思ひますけれども、十分なお手当てをしていた
だきますようにお願いを申し上げまして、質問を
終わりたいと思ひます。

○委員長(泉信也君) 他に御発言もないようです
から、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の方
の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(泉信也君) 全会一致と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべ
きものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(泉信也君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会